

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会

平成二十八年十一月二十四日

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく制度の運用に当たっては、中小企業金融の更なる円滑化に資するものとなるよう十分に配慮すること。

また、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、その役割を十分発揮できるよう、担保・保証に必要な上に依存しない地域密着型金融への取組を更に推進すること。

一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等については、市場の状況及び国民負担につながる損失回避等を勘案しつつ、その処分を早期に進めるよう最大限の努力をし、処分後において、同機構は、速やかに解散すること。

右決議する。